

第69期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催
場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

- ・株主総会当日の様子は、インターネットによりライブ配信いたします。詳しいご案内は、12ページをご参照ください。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

京セラ株式会社

証券コード 6971



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6971/>



目次

京セラの経営哲学

ごあいさつ	1
長期的な企業価値向上に向けた取り組み	2

第69期 定時株主総会招集ご通知

招集ご通知

招集ご通知	8
議決権行使についてのご案内	10
インターネットによるライブ配信について	12
事前のご質問受付について	13

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	14
第2号議案 定款一部変更の件	15
第3号議案 取締役9名選任の件	16
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	24
第5号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件	26

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	33
2. 会社の株式に関する事項	42
3. 会社役員に関する事項	43
4. 会計監査人の状況	50

連結計算書類

連結財政状態計算書	51
連結損益計算書	52

監査報告書

連結計算書類に係る	
会計監査人の監査報告書（謄本）	53
会計監査人の監査報告書（謄本）	56
監査役会の監査報告書（謄本）	59

株主メモ	61
------	----

京セラの経営哲学

社 是

敬天愛人

〈 敬 天 愛 人 〉

常に公明正大 謙虚な心で 仕事にあたり
天を敬い 人を愛し 仕事を愛し 会社を愛し 国を愛する心

経営理念

全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、
人類、社会の進歩発展に貢献すること。

経営思想

社会との共生。世界との共生。自然との共生。
共に生きる（LIVING TOGETHER）ことをすべての
企業活動の基本に置き、豊かな調和をめざす。

心をベースに経営する

京セラは、資金も信用も実績もない小さな町工場から出発しました。頼れるものは、なけなしの技術と信じあえる仲間だけでした。会社の発展のために一人ひとりが精一杯努力する、経営者も命をかけてみんなの信頼にこたえる、働く仲間のそのような心信じ、私利私欲のためではない、社員みんなが本当にこの会社で働いてよかったと思う、すばらしい会社でありたいと考えてやってきたのが京セラの経営です。

人の心はうつろいやすく変わりやすいものといわれますが、また同時にこれほど強固なものもないのです。その強い心のつながりをベースにしてきた経営、ここに京セラの原点があります。



創業者 稻盛 和夫

ごあいさつ



代表取締役会長

山口悟郎

代表取締役社長

谷本秀夫

平素は京セラグループに対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第69期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ごあいさつ申し上げます。

第69期（当期）は、2期連続で過去最高の売上高を更新するとともに、かねてより目標としてきた2兆円を達成することができました。高水準の需要が継続した先端半導体向け部品の増産に加え、ドキュメントソリューション事業や機械工具事業等での販売の増加、並びに円安による効果が寄与しました。一方、利益については、インフレに伴うコストの上昇や一時的な費用の計上等により第68期（前期）に比べ減少したものの、本年2月に公表した業績予想を捉えることができました。

このような業績に鑑み、当期の期末配当金については、前期に比べ10円増配の1株当たり100円を予定しています。既にお支払いしました中間配当金100円と合わせた年間配当金は、前期に比べ20円増配の200円となります。

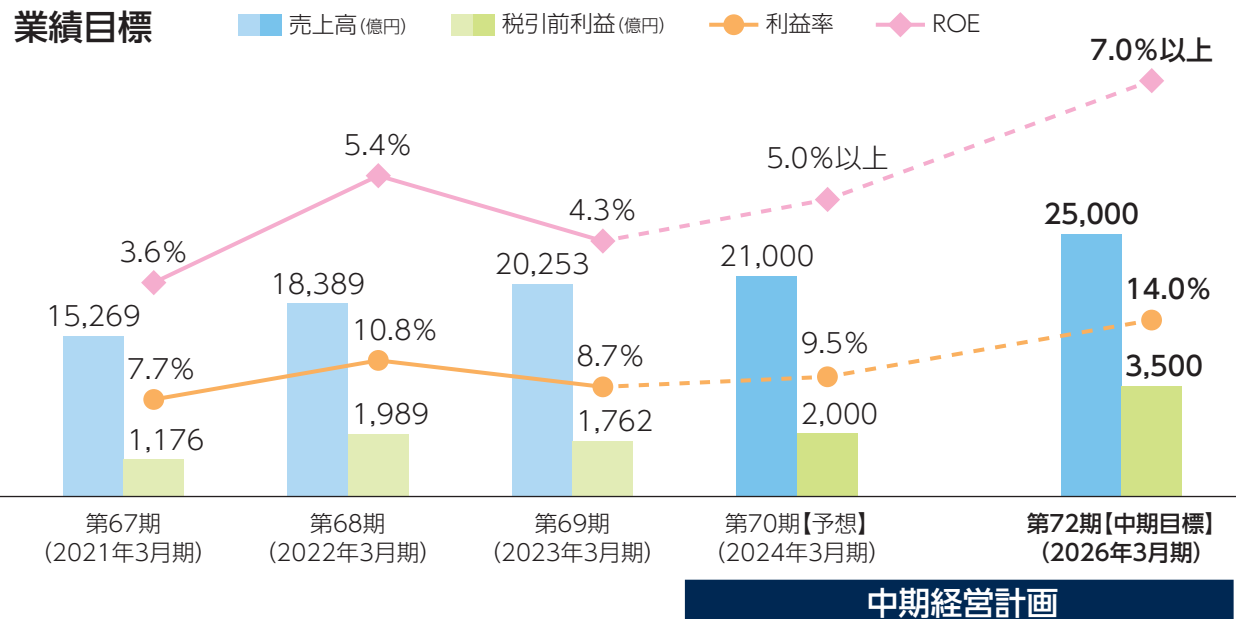
当社は新たな目標として掲げた「2029年3月期（第75期）売上高3兆円」の達成に向けて、今般、第70期（次期）から始まる3カ年の中期経営計画を策定しました。事業の選択と集中及び積極的な投資を進めるとともに、人事戦略や資本戦略の推進、並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、持続的な成長を図るための経営基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、京セラグループに対して引き続き一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

長期的な企業価値向上に向けた取り組み

1. 中期経営計画の策定

当社は、中期的な経営目標を設定し、その達成に必要な施策を明確にするため、第70期（次期）から第72期までの中期経営計画を策定しました。新たな成長ステージに向けて、中期目標の達成を図り、次の目標である売上高3兆円を目指してまいります。



経営戦略

- 過去最大規模の積極投資を継続的に実施
- 競争優位領域へのグループ内資源結集による高成長の実現
- デジタル技術を最大限活用した収益性の向上
- 事業継続／撤退の判断の迅速化による経営資源の最適配分

(1) セグメント別中期目標

コアコンポーネント

- ・高成長が期待される半導体関連市場へ注力
- ・増産と生産性向上のため積極的な設備投資を実行

第72期

売上高 7,800億円
事業利益 1,404億円
利益率 18.0%

電子部品

- ・京セラ-KAVX*間のシナジー最大化によるシェア拡大
- ・コンデンサとタイミングデバイスへの注力

第72期

売上高 5,000億円
事業利益 1,000億円
利益率 20.0%

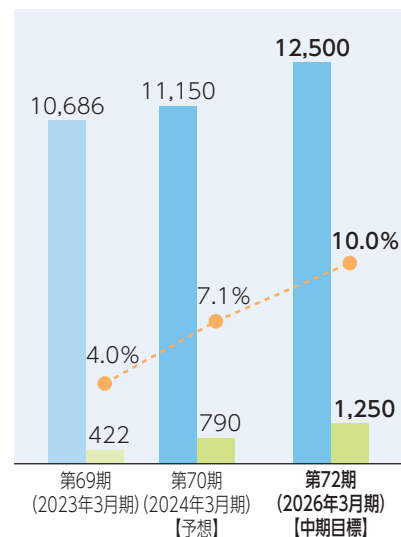
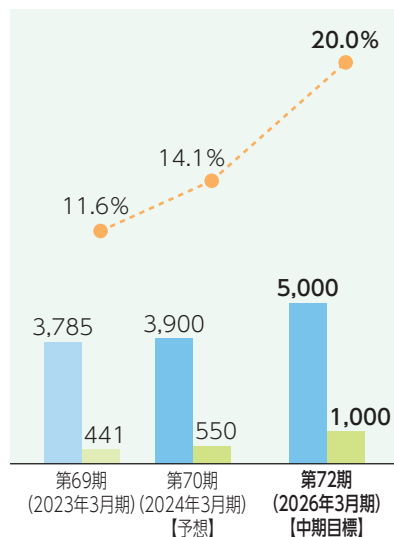
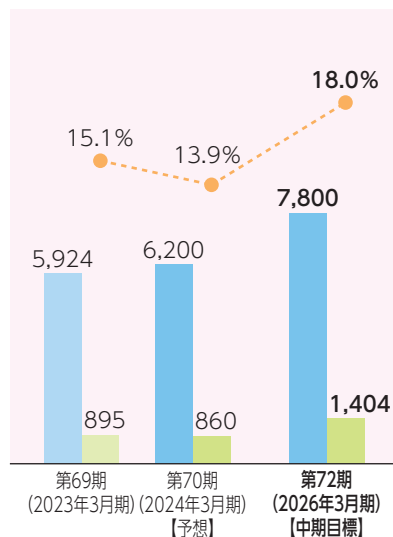
ソリューション

- ・環境配慮型製品と社会課題解決型事業の拡大
- ・コミュニケーション/エネルギー事業の構造改革による収益改善

第72期

売上高 1兆2,500億円
事業利益 1,250億円
利益率 10.0%

■ 売上高(億円) ■ 事業利益(億円) ● 利益率

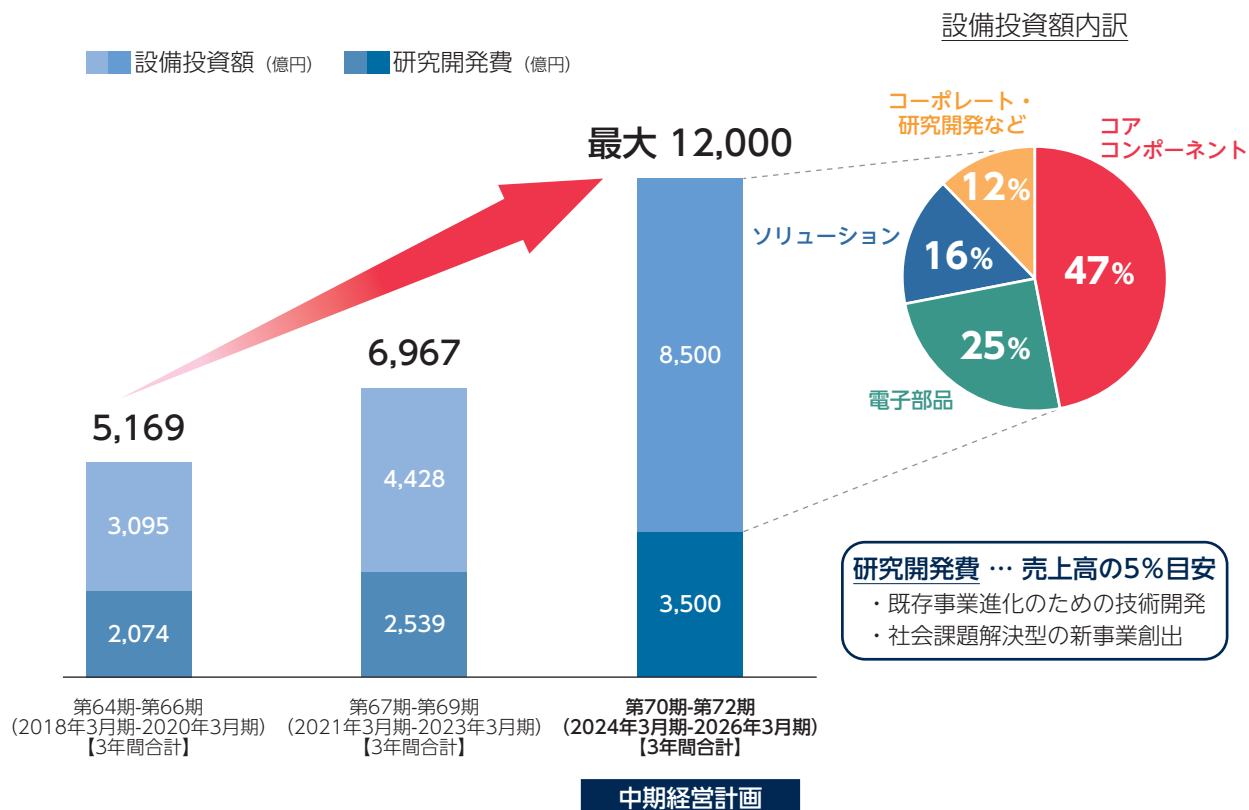


※ Kyocera AVX Components Corporation

(2) 注力分野における積極投資

高成長が見込まれる市場や製品向けに設備投資及び研究開発の一層の拡大を見込んでいます。

〔設備投資額及び研究開発費の推移〕

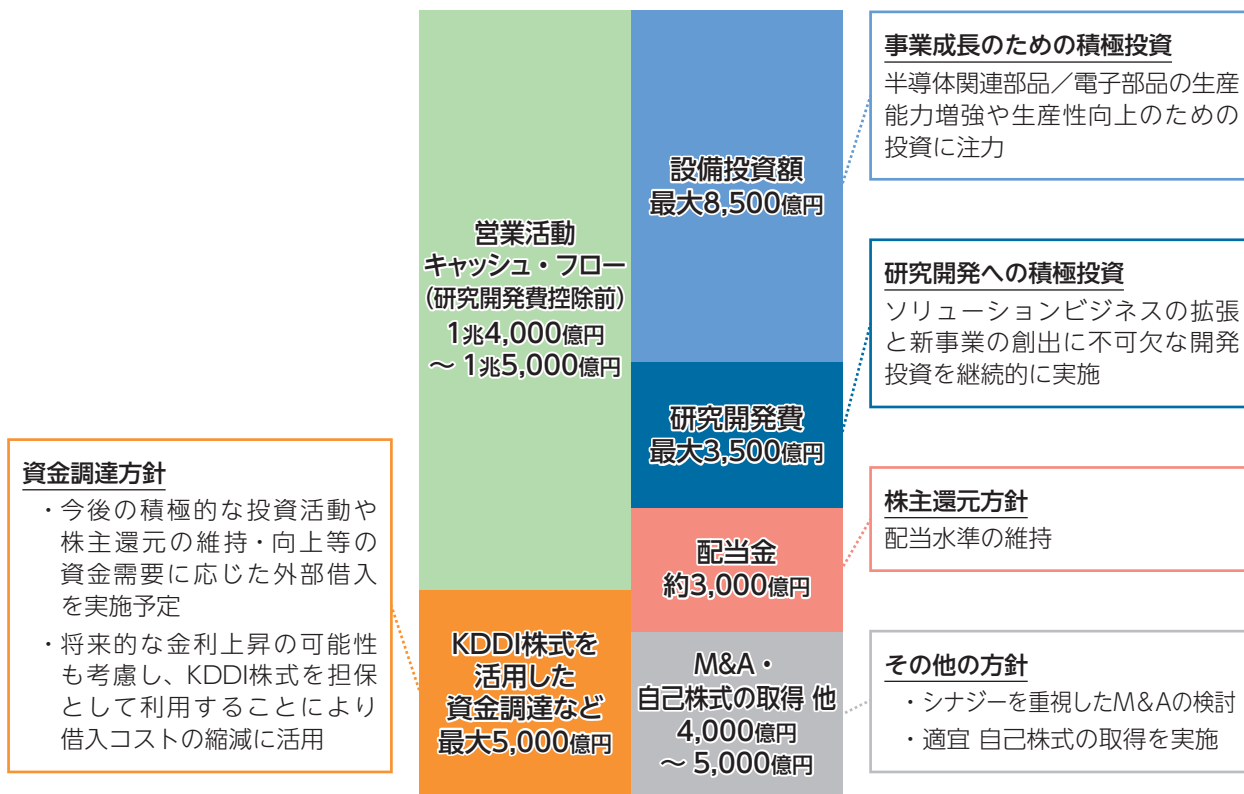


(3) キャピタル・アロケーションの明確化

設備投資や研究開発等の積極的な投資活動や、株主還元の維持・向上等の資金需要に対し、営業活動によるキャッシュ・フローに加え、金融資産を活用した借入金を充当する計画です。

[第70期-第72期 キャピタル・アロケーション]

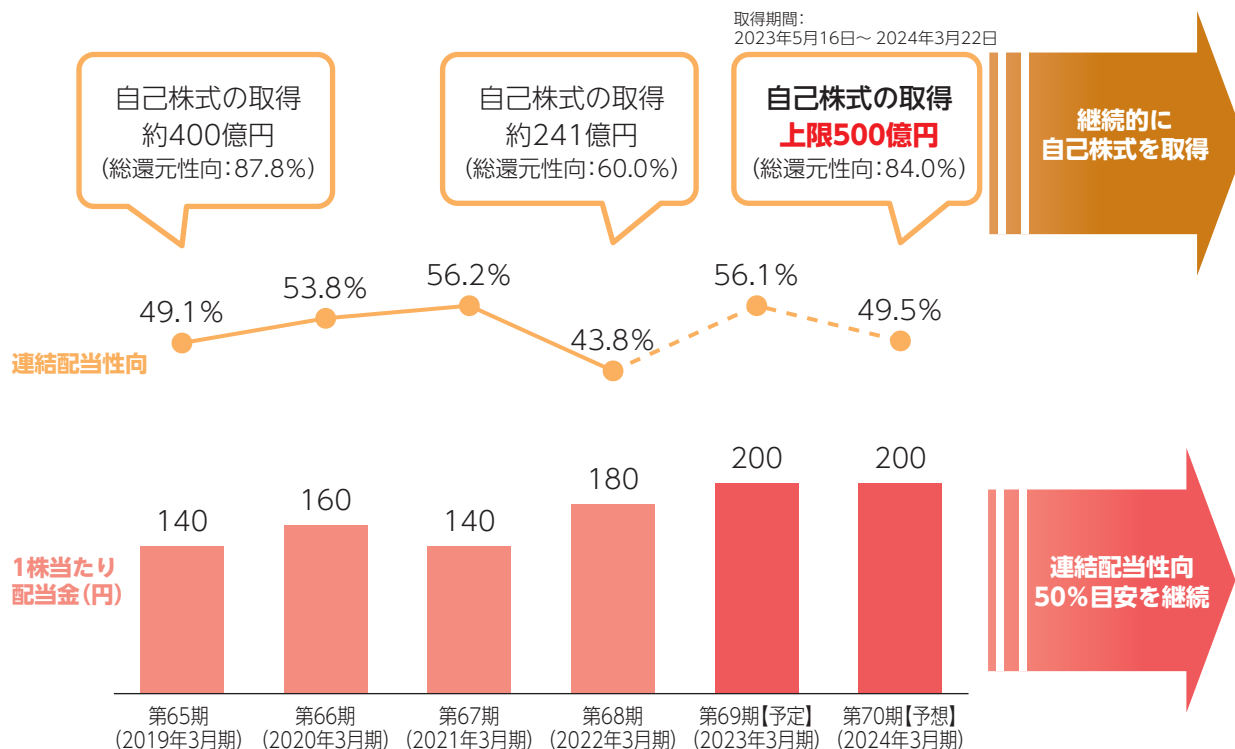
(2024年3月期-2026年3月期)



(4) 高水準の株主還元

高収益経営の実践により、安定した配当を目指すとともに、資本構成や株価状況に応じて、継続的に自己株式を取得することで、より高水準の株主還元を目指してまいります。

〔1株当たり配当金及び連結配当性向の推移〕



2. 政策保有株式の縮減目標の設定

毎年の保有に係る検証の結果、保有意義がないと判断された政策保有株式については適宜縮減を進めています。今般、更なる縮減に向けた当面の方針を明確化するため、定量目標を設定しました。この目標達成に向けて縮減を推進してまいります。

目標

第72期（2026年3月期）までに簿価の5%以上の縮減

3. コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

株主との 価値共有

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入^{※1}

企業価値向上へのインセンティブを高め、株主様との利害関係を一致させることで、より一層価値共有を促進

社外取締役 の選任

新任の社外取締役に企業経営経験者を選任^{※2}

前川 重信 氏（日本新薬株式会社 代表取締役会長）

取締役会の 実効性向上

オフサイトミーティングの導入

第69期（2023年3月期）は取締役会とは別に中期経営計画に係る会議を開催し、戦略・方針について活発な議論を実施

※1 本株主総会の第5号議案（26～32ページご参照）が承認可決された場合

※2 本株主総会の第3号議案（16～23ページご参照）が承認可決された場合

（注）将来の見通しに関するリスク情報

本招集ご通知に含まれる将来の見通しに関する記述は、現時点で入手できる情報に鑑みて、当社が予想を行い、所信を表明したものであり、既知及び未知のリスク、不確実な要因及びその他の要因を含んでいます。これらのリスク、不確実な要因及びその他の要因により、当社の実際の業績、事業活動、展開又は財政状態は、将来の見通しに明示又は黙示される将来の業績、事業活動、展開又は財政状態と大きく異なる場合があります。当社は本招集ご通知に含まれている将来の見通しについて、その内容を更新し公表する責任を負いません。

証券コード：6971
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

京セラ株式会社

代表取締役社長 谷本 秀夫

株 主 各 位

第69期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.kyocera.co.jp/ir/s_info/meeting.html



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※ 東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「京セラ」または「コード」に「6971」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6971/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

日 時	2023年6月27日（火曜日） 午前10時（午前9時受付開始）				
場 所	京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内） ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。				
目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件
報告事項	1. 第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日の議事進行は日本語で行います。また、当社では通訳を用意していませんので、ご了承ください。
- 電子提供措置事項のうち、本株主総会招集ご通知（交付書面）には、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次の事項を記載していません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも、同交付書面を送付いたします。
 - ・事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「主要拠点」「従業員の状況」「主要な借入先」及び「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」従って、本株主総会招集ご通知（交付書面）は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 決議結果につきましては、決議通知の送付は行わず、上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席によるほか、インターネット等または書面により議決権を行使することができます。



インターネット等による議決権行使

11ページの案内に従って、**議決権行使サイト**
<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、議案
に対する賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

行使
期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分入力分まで

※ 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を表示の
うえ、ご返送ください。

行使
期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

こちらに、
各議案の賛否を
ご記入ください。

議決権行使書

議案	議案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	見本 否
第4号	賛	否
第5号	賛	否

基準日現在のご所有株式数 ○○○○○株
議決権の数 ○○○○○股

- _____
- _____
- _____
- _____



ログインQRコード
ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
仮パスワード
XXXXXX

※[QRコード]は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【議決権を複数回行使された場合のお取り扱い】

- インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。

【議決権行使書に賛否の表示がない場合のお取り扱い】

- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

QRコードを読み取る方法

- 1 同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

議決権行使書

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 見本 否
第4号	賛 否
第5号	賛 否

基本日課白のご所有株式数 ○○○○○○ 株
議決権の数 ○○○○○○ 倍

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

(株主ID)

ログイン用QRコード

ログインID
XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード
XXXXXXXX



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

三菱UFJ信託 議決権行使サイト

- 1 議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」を選択

議決権行使書

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 見本 否
第4号	賛 否
第5号	賛 否

基本日課白のご所有株式数 ○○○○○○ 株
議決権の数 ○○○○○○ 倍

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

(株主ID)

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
「株主番号」

仮パスワード
XXXXXX

ログイン用QRコード

ログインID
XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード
XXXXXXXX

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを要する場合は、ログインおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

- 2 仮パスワードを「現在のパスワード」に入力後、新しいパスワードを「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力し、「送信」を選択

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027**

(通話料無料)

受付時間

午前9時から午後9時まで

インターネットによるライブ配信について

本株主総会の模様を会場以外でもご覧いただけるよう株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

ご視聴方法

- ① 以下のURLまたは右のQRコードからライブ配信視聴サイトにアクセスしてください。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/> ※ Internet Explorerはご利用いただけません。

QRコード

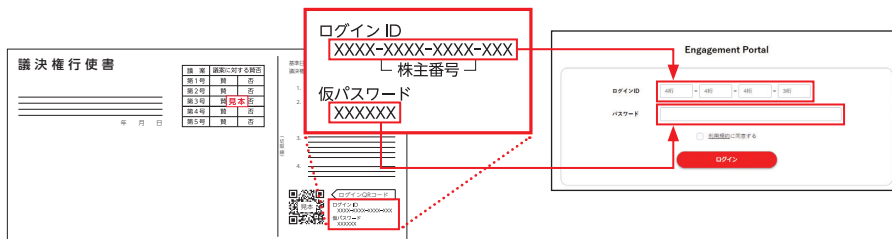


また、当社HPからもアクセスいただけます。

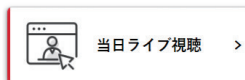
当社HP ▶ 投資家情報 ▶ 株式情報 ▶ 株主総会・報告書 ▶ 第69期定時株主総会 ライブ配信視聴サイト

- ② 議決権行使書用紙の副票（右側）に記載されている議決権行使サイト用の「ログインID」（15桁の英数字）と「仮パスワード」（6桁の数字）を入力し、「ログイン」を選択してください。

※ 議決権行使サイトで設定された「新しいパスワード」（11ページご参照）は、ライブ配信視聴サイトには引き継がれません。



- ③ 「当日ライブ視聴」を選択してください。



配信日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時から（午前9時30分頃よりアクセスいただけます）

お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-676-808（通話料無料）

（平日 午前9時から午後5時まで、ただし株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで）

ライブ配信に関する注意事項

- ご使用の端末やインターネットの通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 本ライブ配信は視聴用であり、当日の決議にはご参加いただけません。事前に議決権行使をお済ませください。
また、ご質問や動議を承ることはできませんので、ご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録音、録画及びSNS等での公開はご遠慮ください。
- ログインID及びパスワードを当社の株主様以外の方へ提供することは固くお断りします。
- ご出席株主様の容姿は映さないように配慮しますが、やむを得ず映り込んでしまう場合があります。あらかじめご了承ください。

事前のご質問受付について

本株主総会の報告事項及び決議事項に関する株主様からのご質問をお受けしています。多くの株主様の関心が高いと思われるご質問については、株主総会当日にご回答する予定です。なお、全てのご質問に対してご回答をお約束するものではありません。また、ご回答には至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、ご了承ください。

ご質問方法

以下のURLまたは右のQRコードから事前質問受付フォームにアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

<https://contact.kyocera.co.jp/inquiry/ja/kabunushisoukai/input.html>

また、当社HPからもアクセスいただけます。

当社HP ▶ 投資家情報 ▶ 株式情報 ▶ 株主総会・報告書 ▶ 第69期定時株主総会 事前質問受付フォーム

QRコード



受付期間

2023年6月20日（火曜日）午後5時30分入力分まで

本株主総会の株主総会資料について

会社法の改正に伴い、全ての上場会社に株主総会資料^{*1}の電子提供制度が適用されました。本制度のもとでは、株主の皆様は会社からご案内するウェブサイトアクセスいただき、インターネットを通じて株主総会資料をご覧いただくことが原則となり、従来どおり書面で株主総会資料をお受け取りいただくためには、書面交付請求のお手続が必要となります。

当社の場合、本株主総会から電子提供制度の適用を受けることとなりますが、同制度の普及・定着にはなお一定の時間を要すると判断し、本年は、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に一律で書面をお届けしています。なお、これは経過措置であり、今後、同制度の普及・定着状況等を見極めつつ、本経過措置を終了させていただきます。

一部の株主様におかれましては、既に書面交付請求をさせていただいております。誠にありがとうございます。お手続いただきました書面交付請求は継続的に有効ですので、今後、当社が上記経過措置を終了した際にも、改めてお手続を経ていただく必要なく、株主総会資料を書面でお受け取りいただくことができます^{*2}。

※1 「株主総会資料」とは、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類等を指します。

※2 当社株式を全て売却された場合には、改めてお手続が必要な場合がございます。

議案及び参考事項

第1号議案 >> 剰余金の処分の件

当社は、将来にわたり連結業績の向上を図ることが企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることになると考えています。

従って、配当につきましては、連結業績の「親会社の所有者に帰属する当期利益」の範囲を目安とすることを原則とし、連結配当性向を50%程度の水準で維持する配当方針としています。併せて、中長期の企業成長を図るために必要な投資額等を考慮し、総合的な判断により配当金額をご提案することとしています。

第69期の期末配当につきましては、通期の業績及び上記配当方針を踏まえ、普通配当を第68期の期末配当よりも10円増配となる1株当たり100円といたしたく存じます。これにより、年間の配当金は中間配当100円と合わせて200円となります。これは第68期における通期配当金180円と比較して、1株当たり20円の増配となります。

また、財務状況、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、別途積立金を積み立ていたしたく存じます。

つきましては、剰余金の処分を次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

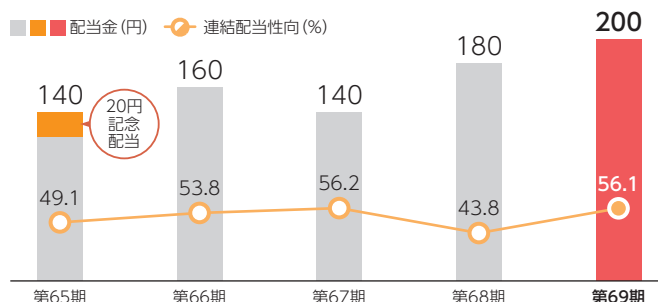
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円
総額 35,891,300,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

[ご参考] 1株当たり年間配当金/連結配当性向



2. 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 41,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 41,000,000,000円

第2号議案 ≫ 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、環境・エネルギー事業において、再生可能エネルギーを利用して発電した電気を調達し、これを供給・販売する事業を開始する計画です。この事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(13) <条文省略> (14) 発電所の建設および販売ならびに発電事業 およびその管理運営 (15)～(28) <条文省略>	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(13) <現行どおり> (14) 発電所の建設および販売、 <u>発電事業および その管理運営ならびに電気の供給および販売</u> (15)～(28) <現行どおり>

第3号議案 ≫ 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役9名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものです。

当社は、当社グループを十分に理解し、経営に携わる「人格」「能力」「識見」に優れた人材を選任することを前提に、取締役会として備えるべきスキルのバランス及びジェンダーや国際性、職歴、年齢層等の面を含む多様性を確保することを指名方針としています。この方針のもと、取締役会は、事前に過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会に諮問したうえで、取締役候補者を決定しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	選任後の予定			
			代表権	社外取締役	独立役員	指名報酬委員
1	再任 やまぐち ごろう 山 口 悟 郎	男性	○			○
2	再任 たに もと ひでお 谷 本 秀 夫	男性	○			
3	再任 ふれ ひろし 触 浩	男性				
4	再任 い な のり ひこ 伊 奈 憲 彦	男性				
5	再任 か の こう いち 嘉 野 浩 市	男性				
6	再任 あお き しょう いち 青 木 昭 一	男性				
7	再任 こ や の あき こ 古 家 野 晶 子	女性		○	○	○
8	再任 かき うち えい じ 垣 内 永 次	男性		○	○	○
9	新任 まえ かわ しげ のぶ 前 川 重 信	男性		○	○	○

ご参考

スキル・マトリックス

取締役会において当社グループの成長戦略の大きな方向性を示し、その妥当性やリスク等を客観的かつ多様な観点から議論し、また、業務執行の状況を適切に監督するためには、取締役会が①～⑤のスキルを備える必要があると当社は考えています。

- ① グローバル経営
- ② 営業・マーケティング
- ③ テクノロジー
- ④ 財務・会計
- ⑤ 法務・リスクマネジメント

第3号議案が原案どおり承認可決された場合における、各取締役の備える主なスキルは次表のとおりです。

氏名	グローバル経営	営業・マーケティング	テクノロジー	財務・会計	法務・リスクマネジメント
山口 悟郎	○	○			
谷本 秀夫	○		○		
触 浩	○		○		
伊奈 憲彦	○	○			
嘉野 浩市	○	○		○	
青木 昭一	○			○	○
古家野 晶子					○
垣内 永次	○	○			
前川 重信	○			○	○

候補者
番号

1

やま ぐち ご ろう
山口 悟郎

(1956年1月21日生)



再任 社外取締役

新任 独立役員

代表権 指名報酬委員

所有する当社株式の数

57,889株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3月	当社入社	2009年 6月	当社取締役兼執行役員常務
2003年 6月	当社執行役員	2013年 4月	当社代表取締役社長兼 執行役員社長
2005年 6月	当社執行役員上席	2017年 4月	当社代表取締役会長[現在]
2009年 4月	当社執行役員常務		

重要な兼職の状況 KDDI(株)社外取締役

取締役候補者とした理由

山口悟郎氏は、2013年に代表取締役社長に就任して以来、当社グループの経営の舵取りを担っており、2017年4月からは代表取締役会長を務め、取締役会議長として取締役会を適切に運営するとともに、当社グループ内への企業理念の浸透に向けて積極的に提言を行っています。こうした経験及び高い識見を活かし、取締役として職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

たに もと ひで お
谷本 秀夫

(1960年3月18日生)



再任 社外取締役

新任 独立役員

代表権 指名報酬委員

所有する当社株式の数

25,807株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3月	当社入社	2016年 6月	当社取締役兼執行役員常務
2015年 4月	当社執行役員	2017年 4月	当社代表取締役社長兼 執行役員社長[現在]
2016年 4月	当社執行役員常務		

取締役候補者とした理由

谷本秀夫氏は、2017年4月から代表取締役社長として当社グループの経営の舵取りを担っており、新規事業の創出、生産性の向上に取り組むとともに、組織改革等を強く推進し、当社グループの持続的な成長を牽引しています。こうした経験及び高い識見を活かし、取締役として職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

3

ふれ
触

ひろし
浩

(1960年2月24日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社	2015年 4月	当社取締役兼執行役員専務
2009年 4月	当社自動車部品事業本部長	2016年 9月	当社半導体部品有機材料事業本部長
2011年 4月	当社執行役員	2021年 4月	当社取締役兼執行役員常務[現在]
2013年 4月	当社執行役員常務		当社コアコンポーネントセグメント
2013年 6月	当社取締役兼執行役員常務		担当[現在]

取締役候補者とした理由

触 浩氏は、2009年から自動車部品事業本部長及び半導体部品有機材料事業本部長を歴任した後、2021年4月からはコアコンポーネントセグメント担当として同セグメントを牽引し、各事業の成長・発展に貢献しています。こうした経験及び高い識見を活かし、取締役として職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

再任	社外取締役
新任	独立役員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

9,688株

候補者
番号

4

い な のり ひこ
伊 奈 憲 彦

(1963年9月16日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	三田工業(株)(現 京セラドキュメントソリューションズ(株))入社	2014年 6月	同社取締役兼常務執行役員
2011年 8月	KYOCERA MITA AMERICA, INC.社長	2016年 4月	同社取締役兼営業本部長
2012年 4月	京セラドキュメントソリューションズ(株)執行役員	2017年 4月	当社執行役員常務、京セラドキュメントソリューションズ(株)代表取締役社長
2014年 4月	同社常務執行役員	2017年 6月	当社取締役兼執行役員常務[現在]
		2021年 4月	当社ソリューションセグメント担当[現在]

取締役候補者とした理由

伊奈憲彦氏は、2017年から京セラドキュメントソリューションズ(株)の代表取締役社長を務めた後、2021年4月からはソリューションセグメント担当として同セグメントを牽引し、各事業の成長・発展に貢献しています。こうした経験及び高い識見を活かし、取締役として職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

再任	社外取締役
新任	独立役員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

10,370株

候補者
番号

5

かの こう いち
嘉野 浩市

(1961年9月21日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3月	当社入社	2015年 4月	当社執行役員上席
2005年 6月	当社回路部品事業部長	2016年 4月	当社執行役員常務
2012年 4月	当社関連会社統轄本部 (現 関連会社統括本部)長	2016年 6月	当社取締役兼執行役員常務[現在]
2013年 4月	当社執行役員	2021年 4月	当社電子部品セグメント副担当
		2023年 4月	当社電子部品セグメント担当[現在]

取締役候補者とした理由

嘉野浩市氏は、2012年から関連会社統括本部長として国内外の子会社に対し事業運営から財務管理まで経営全般にわたる指導を的確に行うとともに、2021年4月からは電子部品セグメント副担当、2023年4月からは電子部品セグメント担当として同セグメントを牽引し、各事業の成長・発展に貢献しています。こうした経験及び高い識見を活かし、取締役として職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

再任	社外取締役
新任	独立役員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

8,317株

候補者
番号

6

あお き しょう いち
青木 昭一

(1959年9月19日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3月	当社入社	2010年10月	当社経理経営本部長
2005年 6月	当社執行役員、当社経理本部長	2013年 4月	当社経理財務本部長
2008年 5月	当社経理財務本部長	2018年 4月	当社経営管理本部長
2009年 4月	当社執行役員常務	2021年 4月	当社コーポレート担当[現在]
2009年 6月	当社取締役兼執行役員常務[現在]		

取締役候補者とした理由

青木昭一氏は、長年、経理・財務部門において本部長を務め、当社グループの経理、財務戦略を担うとともに、2021年4月からはコーポレート担当として管理部門全般を統括する立場から当社グループの成長・発展に貢献しています。こうした経験及び高い識見を活かし、取締役として職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

再任	社外取締役
新任	独立役員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

18,440株

候補者
番号

7

こやの あきこ
古家野 晶子 (1974年4月23日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月	弁護士登録、京都弁護士会所属[現在]	2018年 2月	弁護士法人古家野法律事務所 社員[現在]
2009年 7月	弁護士法人古家野法律事務所 に移籍	2019年 6月	当社社外取締役[現在]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古家野晶子氏は、弁護士として企業法務をはじめ各分野で豊富な経験と高い識見を有し、男女共同参画などの社会問題についても幅広い知見を有しています。社外取締役に就任後、特に法的な観点やダイバーシティの観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者といいたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。

再任	社外取締役
新任	独立役員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

467株

候補者
番号

8

かき うち えい じ
垣内 永次 (1954年4月3日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	大日本スクリーン製造(株) (現 (株)SCREENホールディングス)入社	2011年 6月	同社取締役
2005年 4月	同社執行役員	2014年 4月	同社代表取締役 取締役社長
2006年 4月	同社上席執行役員	2019年 6月	同社代表取締役 取締役会長[現在]
2007年 4月	同社常務執行役員	2021年 6月	当社社外取締役[現在]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

垣内永次氏は、半導体製造装置などのエレクトロニクス製品の製造・販売を行うメーカーの経営トップとしての豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有しています。社外取締役に就任後、特に事業戦略・経営戦略の観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者といいたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。

再任	社外取締役
新任	独立役員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

1,930株

候補者
番号

9

まえ かわ しげ のぶ
前川 重信

(1953年1月18日生)



再任	社外取締役
新任	独立役員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	日本新薬(株)入社	2006年 6月	同社常務取締役
2004年 4月	同社執行役員	2007年 6月	同社代表取締役社長
2005年 6月	同社取締役	2021年 6月	同社代表取締役会長[現在]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前川重信氏は、医薬品や機能食品の製造・販売を行う製薬メーカーの経営トップとしての豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有しています。こうした経験及び識見を活かし、主に経営者としての視点から当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たし、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断したため、社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- (注) 1. 取締役候補者 山口悟郎氏は株式会社京都パープルサンガの代表取締役であり、同社と当社との間には広告宣伝に関する取引関係があります。また、同氏は京セラコミュニケーションシステム株式会社の代表取締役であり、同社と当社との間にはソーラー製品等の販売及び情報システム等の購入に関する取引関係があります。
2. 取締役候補者 垣内永次氏は株式会社SCREENホールディングスの代表取締役であり、同社と当社との間には光学部品等の販売に関する取引関係があるほか、同社の複数の子会社と当社との間にはインクジェットプリントヘッド等の販売に関する取引関係があります。これらの取引額が同社または当社それぞれの連結売上高に占める割合は、過去3事業年度いずれの事業年度においても1%未満であり、同氏の社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。なお、同氏は2023年6月23日付で同社代表取締役を退任し、同社取締役会長に就任する予定です。
3. 上記以外の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2023年3月31日現在のものです。この株式数には、京セラグループ役員持株会における本人の持分を含めています。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

6. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。

- (1) 古家野晶子、垣内永次及び前川重信の各氏は、社外取締役候補者です。
- (2) 古家野晶子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として各分野で豊富な経験と高い識見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
- (3) 古家野晶子及び垣内永次の両氏の当社社外取締役就任から本株主総会終結の時までの年数並びに第69期中に開催された取締役会への出席状況は次のとおりです。

氏名	当社社外取締役就任から本株主総会終結の時までの年数	第69期中に開催された取締役会への出席状況
古家野 晶子	4年	出席率 100% (全 12 回中 12 回出席)
垣内 永次	2年	出席率 100% (全 12 回中 12 回出席)

- (4) 当社は、会社法及び当社定款の規定により、古家野晶子及び垣内永次の両氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。両氏の再任が承認された場合には、本契約は継続となります。また、前川重信氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定です。
 - (5) 当社は古家野晶子及び垣内永次の両氏を、東京証券取引所が定める独立役員に指定しています。また、前川重信氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を同取引所が定める独立役員に指定する予定です。
 - (6) 古家野晶子及び垣内永次の両氏が当社社外取締役在任中に、当社が製造・販売を行っているケミカル製品の一部について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に違反し、官報公示整理番号の登録が漏れていたことが判明したため、2022年9月に当該事実を公表いたしました。両氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行っていたほか、当該事実の判明後は、事実関係の把握及び原因究明並びにガバナンス・コンプライアンス体制の強化を強く求めるとともに、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしています。
7. 古家野晶子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は山本晶子です。

第4号議案 ≫ 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本株主総会開始の時までとされていますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

き だ み の る
木 田 稔 (1970年7月30日生)



補 欠 社 外 監 査 役
独 立 役 員

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年10月	太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)入所	2006年12月	監査法人グラヴィタス 代表社員[現在]
2004年1月	公認会計士・税理士 木田事務所 所長[現在]	2019年3月	オプテックスグループ(株) 社外取締役(監査等委員)[現在]

補欠の社外監査役候補者とした理由

木田 稔氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見並びに豊富な経験と高い識見を有することから、社外監査役として企業活動全般にわたる的確な監査が期待できると判断し、補欠の社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 木田 稔氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木田 稔氏の所有する当社株式の数は、2023年3月31日現在のものです。
3. 木田 稔氏は、補欠の社外監査役候補者です。
4. 木田 稔氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士として企業会計及び税務に精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
5. 木田 稔氏が監査役に就任した場合には、当社は会社法及び当社定款の規定により、同氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。木田 稔氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
7. 木田 稔氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定です。

ご参考

【社外役員の独立性に関する判断基準】

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有しているものと判断します。

- ① 当社グループ^{*1}の業務執行者^{*2}
- ② 過去10年間^{*3}において当社グループの業務執行者であった者（社外監査役にあつては、業務執行者でない取締役を含む）
- ③ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社グループとの取引額が当社または取引先の連結売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（個人の場合は年間1,000万円以上の財産、団体の場合はその団体の総収入の2%以上の財産）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- ⑤ 当社グループの会計監査人に所属する者
- ⑥ 当社グループから多額の寄付または助成（年間1,000万円または寄付先・助成先の総収入の2%のいずれか大きい額以上の寄付または助成）を受けている者またはその業務執行者
- ⑦ 当社の大株主（直近事業年度末における総議決権の5%以上の株式を保有する株主）またはその業務執行者
- ⑧ 当社グループから役員（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社（ただし当該会社が当社グループである場合を除く）の業務執行者
- ⑨ 過去3年間に於いて③～⑧のいずれかに該当していた者
- ⑩ ①～⑨のいずれかに該当する者（重要な地位^{*4}にある者に限る）の配偶者または二親等内の親族
- ⑪ その他一般株主と重大な利益相反を生じさせる事由がある者

(注) *1 当社グループ … 当社と当社の子会社をいう。

*2 業務執行者 … 業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（従業員）をいう。

*3 過去10年間 … 過去10年内のいずれかの時において、当社グループの業務執行者でない取締役または監査役（社外監査役の場合は当社グループの監査役）であった者にあつては、それらの役職への就任の前10年間をいう。

*4 重要な地位 … 役員、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び部長クラス以上の上級管理職にある使用人（従業員）をいう。

第5号議案 ≫ 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

当社の取締役の報酬額は、2009年6月25日開催の第55期定時株主総会において、基本報酬は年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、取締役賞与は年額3億円を上限として当該期の連結当期純利益^{*}の0.2%以内とご承認いただき、また、2019年6月25日開催の第65期定時株主総会（以下「第65期定時株主総会」といいます。）において、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式報酬として年額1億円以内かつ親会社の所有者に帰属する当期利益の0.1%以内の金銭報酬債権を支給することにつきご承認いただいています。

※国際会計基準（IFRS）の適用により、「親会社の所有者に帰属する当期利益」の表記に変更されています。

当社の現在の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬は、上記の報酬額の範囲内で、基本報酬、取締役賞与及び譲渡制限付株式報酬を支給していますが、今般、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層推し進めるため、当社の役員報酬制度の一部を見直すこととし、次のとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に対して、報酬等として、譲渡制限付株式を付与すること（下記Ⅰ）、及び第65期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部改定すること（下記Ⅱ）につきご承認をお願いするものです。

なお、現在の対象取締役は6名であり、第3号議案が承認可決された場合も、引き続き6名となります。

Ⅰ 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

1. 導入の目的

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入は、対象取締役に対して取締役賞与として金銭により支給してきた報酬の一部を譲渡制限付株式により付与することで、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを強化し、対象取締役と株主の皆様との価値共有をより一層推し進めることを目的としています。

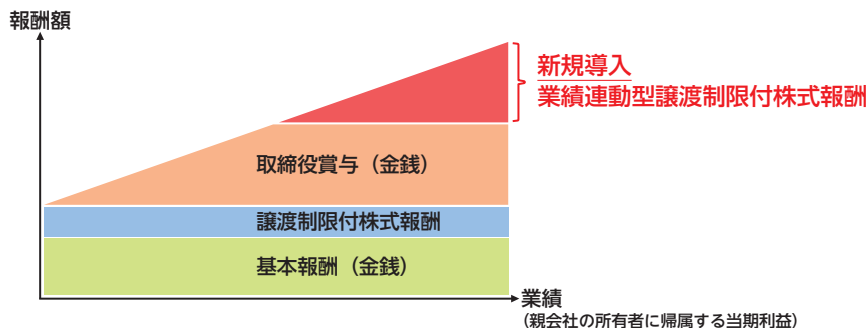
業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、業績指標の達成度に応じて付与される株式の数が決まるため、業績評価期間中の短期的な業績指標の達成に向けたインセンティブとして機能するとともに、業績指標の達成度に応じて交付する当社の普通株式には譲渡制限を付するものとし、その譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間とすることで、対象取締役に対して、株式の交付を受けた後も退任・退職までの中長期にわたり当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するものです。

このように、新たに導入する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に対して、短期的な株主の皆様及び中長期的な株主の皆様双方との価値共有を促進するものであり、対象取締役と株主の皆様との価値共有をより一層推し進める報酬制度です。

2. 制度の概要

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、当社の各事業年度を業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）とし、業績指標として当社グループの年間の企業活動の成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用することといたします。評価期間終了後に、評価期間における「親会社の所有者に帰属する当期利益」の実績に応じた算定方法により算定される金額のうち、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会の答申を受けて当社の取締役会が定めた金額を超過する部分を当社の普通株式により支給することといたします。そのため、各対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬等を交付または支給するか否か、及び交付する当社普通株式の株式数はいずれも確定していません。

<対象取締役の報酬イメージ図>



譲渡制限付株式の付与に当たっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式について発行もしくは処分を受け、または、②対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行もしくは処分を受けるものといたします。なお、②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会にて決定します。

3. 対象取締役に対して付与する株式の上限額及び上限数

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の各報酬枠とは別枠で、評価期間の親会社の所有者に帰属する当期利益の0.2%に相当する金額から金銭により実際に支給する取締役賞与の総額を控除した金額を上限といたします。そのため、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬の総額及び金銭により実際に支給する取締役賞与の総額の合計額が評価期間における親会社の所有者に帰属する当期利益の0.2%以内となります。また、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行または処分される当社の普通株式の総数は年70,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じて調整します。）といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は当社の取締役会にて決定することといたします。

4. 株式交付の要件

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社の普通株式の交付を行います。

- ① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ② その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に①対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認（以下「組織再編等承認」といいます。）された場合、並びに当社の取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

5. 譲渡制限の内容等

当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）について、本割当株式Ⅰの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」といいます。）。
- (2) 当社は、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約Ⅰの違反その他本割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、組織再編等承認があった場合には、本割当株式Ⅰの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。
- (5) 本割当契約Ⅰにおける意思表示及び通知の方法、本割当契約Ⅰの改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約Ⅰの内容とする。

II 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

上記のとおり、当社は、第65期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することにつきご承認いただいております。その内容は次のとおりです。

当社は、対象取締役に対して、年額1億円以内、かつ親会社の所有者に帰属する当期利益の0.1%以内の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じて調整します。）です。なお、当社の普通株式を発行または処分する際の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会にて決定するものとし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は当社の取締役会にて決定することとしています。

また、当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと等を含むこととしています。

今般、当社は、上記Iのとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することに伴い、譲渡制限期間等の譲渡制限付株式報酬の内容について統一的な運用を行うとともに、譲渡制限の解除時期を明確にすること等を目的として、以下に記載のとおり本制度を改定いたしたく存じます。

1. 譲渡制限付株式の付与方法

第65期定時株主総会でご承認いただいた、現物出資財産として金銭報酬債権の給付を受けて、当社の普通株式の発行または処分をする方法に加えて、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度と同様、取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行または処分する方法によることもできることとします。いずれの方法によるかは、当社の取締役会の決議により決定します。

2. 譲渡制限の内容等の変更

本制度に基づき当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）に含む内容を次のとおりに変更いたしたく存じます。

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）について、本割当株式Ⅱの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」といいます。）。

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限Ⅱを解除する本割当株式Ⅱの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、組織再編等承認があった場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全部または一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限Ⅱが解除された直後の時点においてなお譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (8) 本割当契約Ⅱにおける意思表示及び通知の方法、本割当契約Ⅱの改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約Ⅱの内容とする。

なお、上記1及び2以外については、上限金額及び上限株式数を含めて変更はなく、従前ご承認いただいた内容を維持するものいたします。また、今回の改定は、対象取締役に今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

本議案による業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度の一部改定に際しては、あらかじめ過半数を社外取締役に構成する指名報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、当社の取締役会において、取締役の個別報酬の決定方針の変更を決議しており、変更後の決定方針の内容の概要は、31～32ページに記載のとおりです。本議案につきましては、当該変更後の決定方針に従うものであり、相当であると判断しています。

ご参考

第5号議案が承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても同様の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

また、当社は、本年4月27日開催の取締役会において、第5号議案をご承認いただくことを条件に取締役の個別報酬の決定方針を変更することを決議しており、変更後の当該決定方針の内容の概要は次のとおりです。

取締役の個別報酬の決定方針（概要）

1. 基本方針

- ・取締役の報酬制度は、当社グループの健全かつ持続的な成長に向け、取締役が能力を遺憾なく発揮し、その役割・責務を十分に果たすことを効果的に促す仕組みとなるよう設計する。
- ・取締役の報酬水準は、経営理念の実現のために必要となる優秀な人材の確保・維持に考慮しつつ、外部専門機関による客観的データ等を参照することで適切なものとする。
- ・取締役の報酬制度及び報酬水準については、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会の決議により決定することで、取締役の報酬決定プロセスに係る高い客観性と透明性を確保する。

2. 報酬の構成及び割合

<代表取締役・業務執行取締役>

- ・代表取締役及び業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」「取締役賞与」「業績連動型譲渡制限付株式報酬」「譲渡制限付株式報酬」によって構成する。
- ・当社グループの健全かつ持続的な成長のための仕組みとなることが重要であるとの考えから、基本報酬の水準と安定性を重視し、そのうえで株主利益の追求にも配慮し、基本報酬と譲渡制限付株式報酬の割合を定める。また、取締役の役位が上位者である者ほど譲渡制限付株式報酬の基本報酬に対する比率を高める構成とする。
- ・取締役賞与及び業績連動型譲渡制限付株式報酬については、業績を伸長させることに最大限のインセンティブが働こう、基本報酬または譲渡制限付株式報酬に対する割合に制限は設けない。

<社外取締役>

- ・業務執行から独立した立場で職務に当たる社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成する。

3. 各報酬の内容

<基本報酬>

- ・取締役の責務に応じて毎月支払う金銭報酬であり、個々の支給水準については、同業他社の支給水準を勘案のうえ、それぞれの役割に応じて支給額を定める。
- ・年額を12等分して毎月支給する。

<取締役賞与>

- ・各取締役の当該事業年度の業績への貢献度に応じて支払う金銭報酬であり、当社グループの年間の企業活動の成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」を業績指標とする。この業績指標に基づいて定められた数値に、取締役の役位に応じた所定の係数及び業績への貢献度に応じた個人別査定の係数を乗じて算定する。
- ・事業年度終了後に年1回支給する。

<業績連動型譲渡制限付株式報酬>

- ・短期的な業績の伸長並びに中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上を図るインセンティブを付与するため、各取締役の当該事業年度の業績への貢献度に応じて当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付する報酬であり、業績指標及び算定方法については、取締役賞与と同様とする。
- ・業績連動型譲渡制限付株式報酬は、取締役賞与と同様の算定方法で算定された金額が指名報酬委員会の答申を受け取締役会が定めた一定の金額を超過する場合に、その超過部分について当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付するものとする。
- ・事業年度終了後に年1回付与する。

<譲渡制限付株式報酬>

- ・中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上を図るインセンティブを付与するため、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付する報酬であり、各取締役に対する支給額は役位ごとに設定する。
- ・事業年度ごとに年1回付与する。

4. 報酬決定プロセス

- ・取締役会の諮問機関として過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設ける。同委員会は、取締役会の諮問を受け、外部専門機関による役員報酬のベンチマーク結果などの客観的データも参照のうえ、各報酬の支給基準や算定方法を含む当社の取締役報酬制度の妥当性を検証し、その結果を取締役に答申するものとする。
- ・取締役の個別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は次のとおりとする。

基本報酬	役位別の支給額の決定
取締役賞与	業績貢献度に応じた個人別の査定及び支給額の決定
業績連動型 譲渡制限付株式報酬	業績貢献度に応じた個人別の査定並びに支給額及び割当株式数の決定
譲渡制限付株式報酬	役位別の支給額及び割当株式数の決定

- ・取締役会は、当該権限が代表取締役会長及び代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に各報酬についてその支給基準または算定方法を諮問し答申を受けるものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定をするほか、決定をした支給額及び割当株式数の結果を指名報酬委員会に報告するものとする。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過及びその成果

当期は、世界情勢の不透明感の高まりやインフレの進展に加え、各国での利上げや大幅な円安の進行等、不安定な経済環境が継続し、景気減速感が高まりました。当社の主要市場においては、スマートフォン市場での需要が減少したことに加え、これまで堅調に推移してきた半導体関連市場においても汎用品を中心に調整感が強まりました。

このような経営環境の中、当社の売上高は、スマートフォン向け部品の需要減の影響を受けたものの、高水準の需要が継続した先端半導体向け部品の増産に加え、ドキュメントソリューション事業及び機械工具事業等での販売の増加、並びに円安による効果もあり、前期に比べ、1,864億円（10.1%）増加の2兆253億円となり、かねてより目標としてきた売上高2兆円を達成しました。

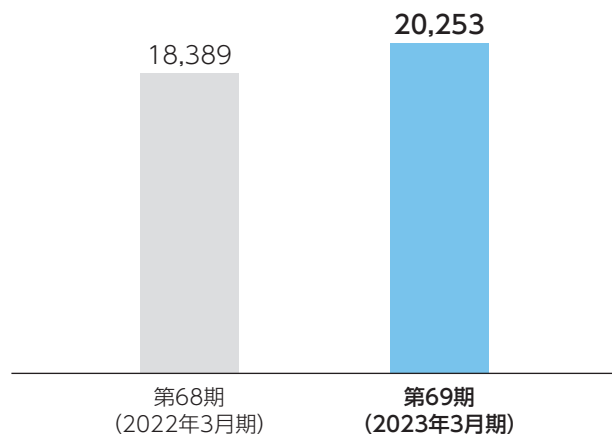
一方、利益は、増収及び円安による効果はあったものの、原材料及びエネルギーの価格や物流コスト等の高騰及びコミュニケーション事業の大幅な売上減を主因に減少しました。加えて、一時的な費用として、訴訟関連費用、年金債務に係る追加費用、並びに構造改革費用等の合計約190億円を計上したこともあり、営業利益は前期に比べ、204億円（13.7%）減少の1,285億円、税引前利益は同227億円（11.4%）減少の1,762億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同204億円（13.8%）減少の1,280億円となりました。

(事業報告に関する注記)

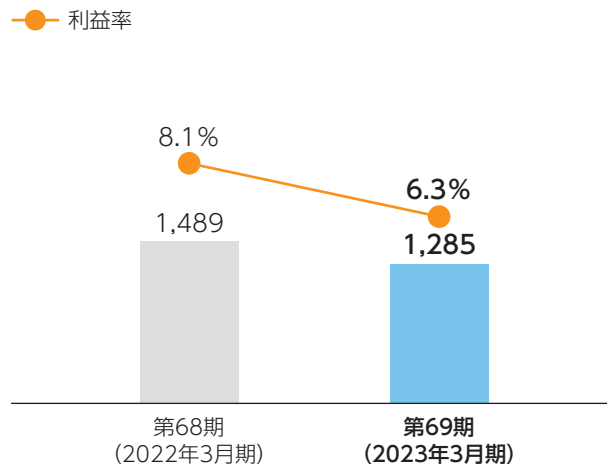
1. 金額及び株式数は表示単位未満を四捨五入しています。33～38ページに記載の比率は百万円単位で比較した比率で、表示単位未満を四捨五入しています。
2. 写真、グラフ等をご参考として掲載しています。
3. 35～37ページに記載の売上高構成比の数値合計は、「その他の事業」及び「調整及び消去」（売上高構成比計△0.7%）の項目があるため100%になりません。

≫ 連結業績ハイライト

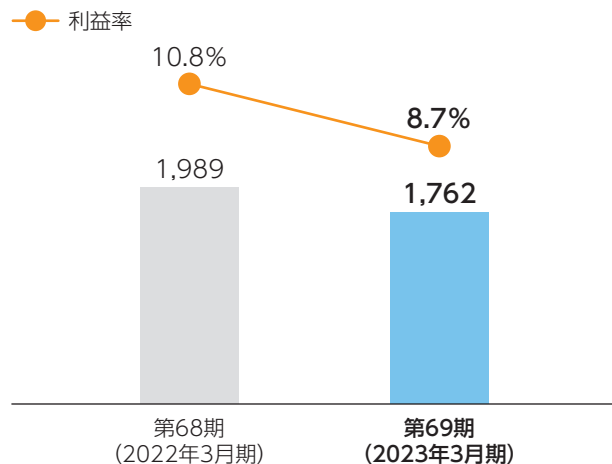
売上高 (億円)



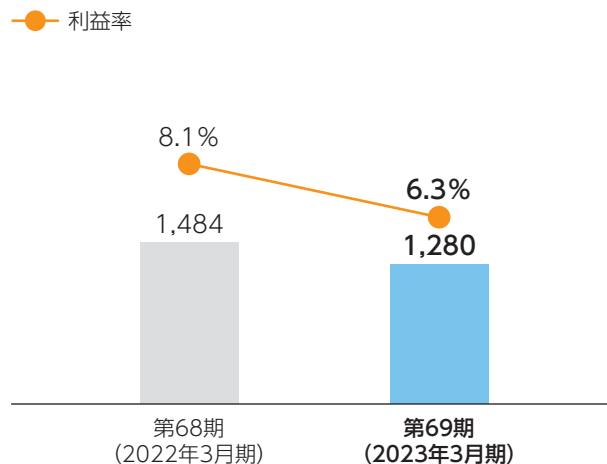
営業利益 (億円)



税引前利益 (億円)

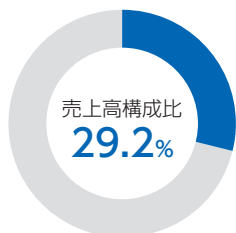


親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)



事業セグメント別の状況

コアコンポーネント



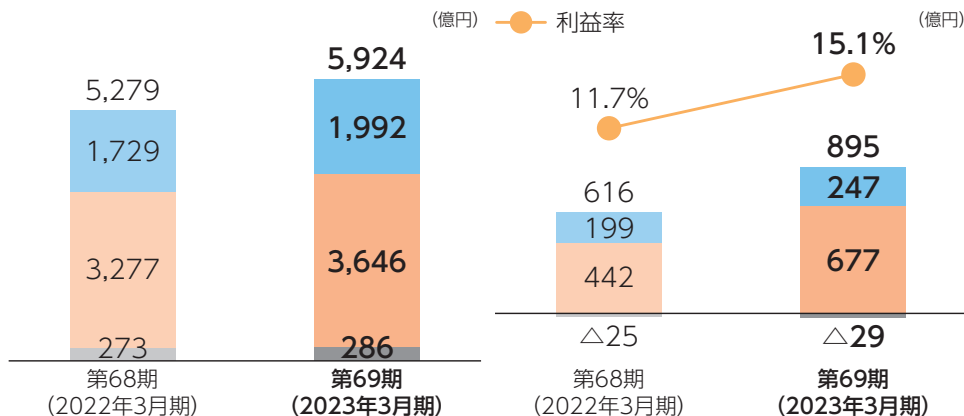
- 産業・車載用部品
- 半導体関連部品
- その他

売上高

5,924億円
(前期比 12.2%増)

事業利益

895億円
(前期比 45.2%増)



半導体関連部品事業における情報通信インフラ市場向け有機基板及び産業・車載用部品事業における半導体製造装置用ファインセラミック部品等の高付加価値製品の売上増を主因に、増収増益となりました。

主要な事業内容

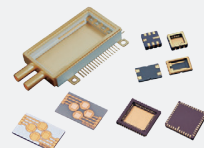
半導体製造装置用部品等の各種ファインセラミック部品や車載カメラモジュール、電子部品やICを保護するセラミック・有機パッケージ等を産業機械や自動車関連、情報通信市場向けに展開しています。



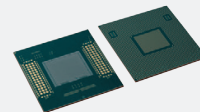
半導体製造装置用部品



車載カメラ

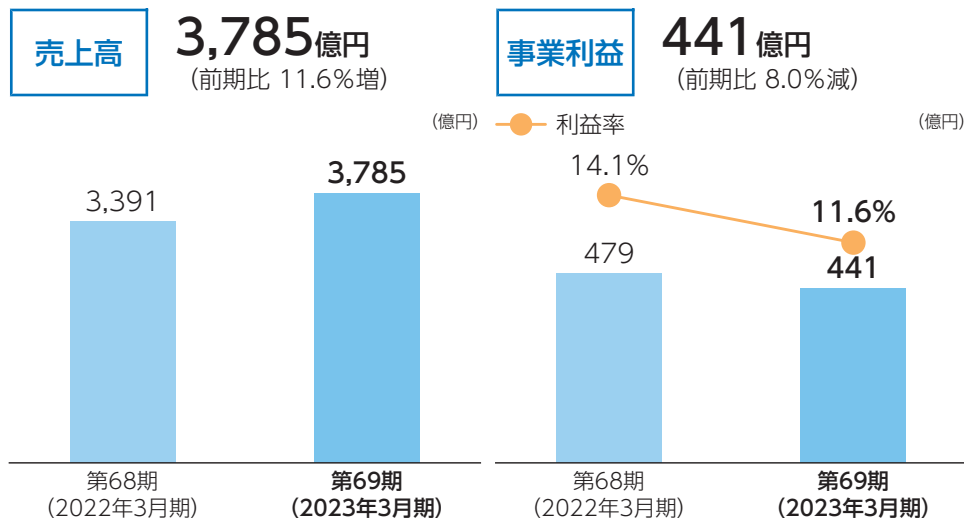
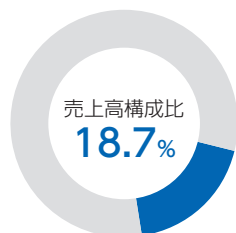


セラミックパッケージ



有機パッケージ

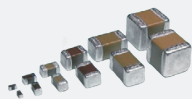
電子部品



売上高は、産業機器市場及び自動車関連市場向けを中心にセラミックコンデンサ等の需要が増加したことを主因に増加しました。事業利益は、原材料等の価格高騰の影響や、スマートフォン向け部品の需要減速に加え、子会社において年金債務に係る追加費用等を計上したことから減少しました。

主要な事業内容

コンデンサや水晶部品、コネクタ、パワー半導体等の各種電子部品やデバイス等を情報通信や産業機器、自動車関連、民生市場向けに展開しています。



セラミックコンデンサ



タンタルコンデンサ



タイミングデバイス
(水晶部品)

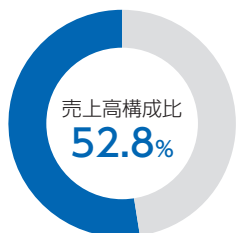


コネクタ



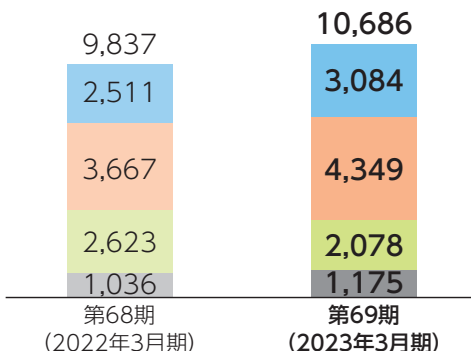
パワー半導体

ソリューション

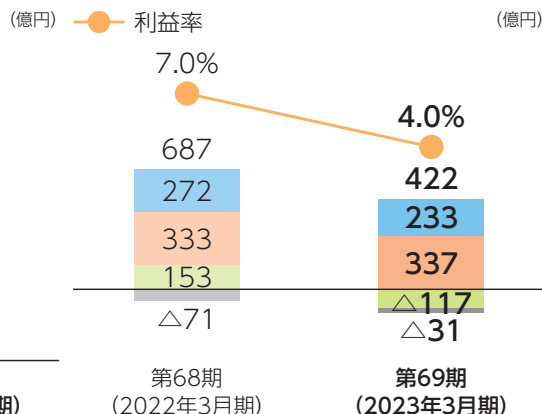


- 機械工具
- ドキュメントソリューション
- コミュニケーション
- その他

売上高 1兆686億円
(前期比 8.6%増)



事業利益 422億円
(前期比 38.5%減)



売上高は、ドキュメントソリューション事業及び機械工具事業における主要製品の販売増を主因に増加しました。事業利益は、コミュニケーション事業における携帯電話端末の販売台数の大幅な減少に加え、構造改革に伴う在庫評価減等の一時的な費用の計上並びに各事業における原材料及びエネルギーの価格や物流コスト等の高騰の影響を受けたことから、減少しました。

主要な事業内容

一般向けから各種産業向けの空圧・電動工具や、複合機及びプリンター、携帯電話端末、情報通信サービス、住宅用蓄電システムなどの多種多様な機器、システム、並びにソリューションサービスを展開しています。



空圧・電動工具



複合機及びプリンター



携帯電話端末



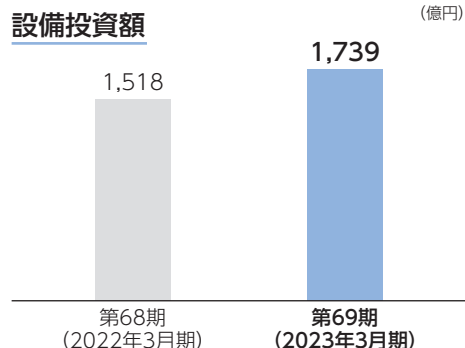
情報通信サービス



住宅用蓄電システム

[2] 設備投資の状況

当期は、コアコンポーネントセグメントにおいて、5Gや半導体関連市場向け製品の需要増へ対応すべく、前期に引き続き積極的な設備投資を実施しました。また、電子部品セグメントにおいては、生産能力拡大のため海外に新たな工場を建設しました。さらに、研究開発体制の強化を目的に新たな研究開発施設も開設しました。これらの結果、当期の設備投資額は、前期に比べ221億円（14.6%）増加の1,739億円となりました。



[3] 対処すべき課題

AI技術や5G通信技術の進化とともに社会全体のデジタル化が加速しており、今後も半導体関連産業や電子部品産業の更なる拡大が見込まれます。また、技術の進化と併せて、脱炭素等の環境対応や労働人口減少に対する生産現場のスマート化の進展等、様々な社会課題の解決に貢献する技術やサービスへのニーズが高まっています。

当社はこれらの環境変化を事業機会と捉え、当社の強みである幅広い事業領域と多様な技術、強固な財務基盤を活用し、社会課題の解決に貢献する製品やソリューションの展開を通じ、事業拡大を図ります。

① 既存事業の拡大及び新規事業の創出に向けた投資の強化

AIの活用領域拡大に伴い、中長期的に5G/6Gや半導体、モビリティ関連市場での各種製品の需要が見込まれます。これらの市場においては、より高精細、高性能、高品質な製品供給が求められる一方、需要の変動や技術革新の加速化により、生産能力だけでなく、ニーズの変化にタイムリーに対応できる供給体制の構築が必要となっています。当社は高シェア製品を中心に、引き続き国内外において新工場棟の建設を進めるとともに、デジタル技術の活用による生産現場のスマートファクトリー化等の積極的な設備投資を進め、既存事業の拡大に努めます。

また、新製品・新技術開発の促進に向けて、グループ内外の経営リソースの一層の活用による開発力の強化及びスピードアップ、並びに人材育成に努め、事業領域の拡大を図ります。

さらに、長期的な事業成長を支える新規事業の創出に向けた研究開発への投資も積極的に進めています。新素材等の応用展開による様々な領域への新製品開発をはじめ、当社の強みである幅広い技術資産を組み合わせることにより、独自性が高く、社会課題の解決に貢献する新規事業の創出を図ります。

<既存事業の拡大に向けた主な設備投資>

<p>KAVXタイ工場 新工場</p>  <p>完成予想図</p>	<p>鹿児島川内工場 新棟 (2024年4月以降稼働予定)</p>  <p>完成予想図</p>	<p>ベトナム工場 新棟 (2024年10月以降稼働予定)</p>  <p>完成予想図</p>	<p>長崎諫早工場 (仮称) 新工場 (2026年4月以降稼働予定)</p>  <p>完成予想図</p>
<p>生産品目：セラミックコンデンサ、 タンタルコンデンサ</p>	<p>生産品目：セラミックパッケージ、 有機パッケージ</p>	<p>生産品目：セラミックパッケージ</p>	<p>生産品目：半導体製造装置用 ファインセラミック部品、 セラミックパッケージ、 有機パッケージ</p>

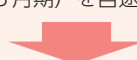

② 収益性向上に向けた事業の選択と集中

当社は、高収益事業の一層の収益性の向上並びに課題事業の収益性改善を図るため、経営陣主導による事業モニタリングを強化し、事業体制や事業領域、製品展開の見直し等を進め、事業の選択と集中に取り組んでいます。

コアコンポーネントセグメント及び電子部品セグメントにおいては、より高収益な事業体制の構築に向けて高付加価値製品等の競争優位領域に注力するとともに、生産性向上に向けたスマートファクトリーの導入や生産管理面でのデジタル活用等による効率化を進めます。

ソリューションセグメントにおいては、保有している様々な技術や製品の融合により、新たな事業モデルを構築するとともに、構造改革を実行することで収益性の改善・向上を図ります。

<コミュニケーション事業の構造改革>

<p>一般消費者向けスマートフォン事業の終息</p> <p>第71期（2025年3月期）を目途に製造・販売を終了</p>  <p>ミリ波5G通信の更なる普及に向けた インフラ関連事業へ開発リソースを集中</p>	<p>法人向け端末・通信サービス事業の継続・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 収益性の高い法人向け機器開発と通信サービスの提供にシフト ◆ 既存のICTサービス・エンジニアリング事業を拡大 
---	--

事業構造を抜本的に転換し、収益性の向上を目指す

③ サステナブル経営の推進


当社は持続的な企業運営に向けて、環境や社会課題への対応並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組めます。

環境面では脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの普及に努めています。自社拠点への太陽光発電システムの設置導入を進めるとともに、地域・社会全体での温室効果ガス排出量削減に向けて、太陽電池、燃料電池、蓄電池の3つの電池を活用した新たなサブスクリプション型の事業モデル等のインフラ構築の促進に取り組んでいます。

社会面では、経営理念である「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」の実現を目指し、社員一人ひとりがいきいきと活躍できるよう、働きやすさの醸成に努めています。多様な人材が柔軟に働くことで、社会課題を把握し、課題を解決する事業の創出につながるものと考えています。

コーポレート・ガバナンスについては、企業価値向上を目指し、取締役会の更なる多様性や実効性の向上、中長期の事業戦略及び資本戦略に関する積極的な議論等を進めます。また、リスクマネジメント及びコンプライアンスの推進等により、サステナブル経営の実践を図ります。

<サステナブル経営の推進に向けた主な取り組み>

E：環境	S：社会	G：ガバナンス
<ul style="list-style-type: none"> ● TCFDへの賛同 (2020年3月～)  ● 長期環境目標の設定・遂行 <ul style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガス排出量(Scope1,2,3) 2031年3月期 46%削減(2020年3月期比較) ② 再生可能エネルギー導入量 2031年3月期 20倍(2014年3月期比較) ③ 2051年3月期 カーボンニュートラル <p style="text-align: center;">▼</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 再生可能エネルギーの導入促進 ✓ 全社一丸となった省エネ推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権の尊重 <ul style="list-style-type: none"> ✓ RBA[※]への加盟 ✓ 自社及びサプライヤーに対する人権デュー・ディリジェンスの実施 ✓ ハラスメント・差別的禁止教育 ● 働きやすい職場・現場作り <ul style="list-style-type: none"> ✓ 従業員エンゲージメントの向上 ✓ 多様性の追求 <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の推進 ・両立支援(育児/介護/治療等) ・男性の育児参加の推進 ・LGBTQ+への理解促進 <p style="font-size: small;">※ Responsible Business Alliance(責任ある企業同盟)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主・投資家との価値共有 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 業績連動型譲渡制限付株式報酬の導入 ✓ 株主・投資家との対話の強化 ● 政策保有株式の縮減 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 定量的な縮減目標の設定 ● 取締役会の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役会における多様性、実効性向上 ✓ スキル・マトリックスの設定・更新 ● リスクマネジメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓ グローバルでのリスク統括体制の強化

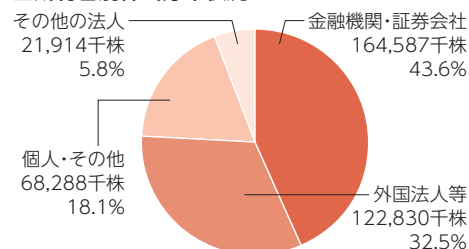
[4] 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
京セラドキュメントソリューションズ株式会社	12,000(百 万 円)	100.00	プリンター、複合機等の開発、製造、販売並びにソリューションサービスの提供
京セラコミュニケーションシステム株式会社	2,986(百 万 円)	76.64	情報通信サービス等の提供
京セラ(中国)商貿有限公司	10,000(千米ドル)	90.00	セラミックパッケージ、各種電子部品並びに切削工具等の販売
東莞石龍京セラ有限公司	472,202(千香港ドル)	90.00	自動車用部品、切削工具並びにディスプレイ等の製造
京セラ韓国株式会社	1,200(百万ウォン)	100.00	半導体関連部品及び各種電子部品等の販売
KYOCERA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	35,830(千米ドル)	100.00	半導体関連部品、各種電子部品並びに切削工具等の販売
KYOCERA INTERNATIONAL, INC.	34,850(千米ドル)	100.00	各種ファインセラミック部品及び半導体関連部品等の製造及び販売並びに通信端末等の販売
KYOCERA AVX COMPONENTS CORPORATION	1,763(千米ドル)	100.00	各種電子部品の開発、製造並びに販売
KYOCERA INDUSTRIAL TOOLS, INC.	1(米 ド ル)	100.00	空圧・電動工具の販売
KYOCERA EUROPE GmbH	1,687(千ユーロ)	100.00	各種ファインセラミック部品、半導体関連部品並びにプリンティングデバイス等の販売

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

[1] 発行可能株式総数	600,000,000株
[2] 発行済株式総数 (うち自己株式数)	377,618,580株 18,705,580株
[3] 株主数	59,745名
[4] 大株主(上位10名)	

■所有者別株式分布状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	80,802	22.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	33,179	9.24
株式会社京都銀行	14,436	4.02
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	10,527	2.93
公益財団法人稲盛財団	9,360	2.61
京セラ自社株投資会	6,759	1.88
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,704	1.59
金澤 しのぶ	5,237	1.46
稲盛 瑞穂	5,237	1.46
株式会社三菱UFJ銀行	5,077	1.41

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

[5] 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 9,757株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社普通株式は譲渡制限付株式報酬として交付したものであり、割当契約で付された譲渡制限の概要は次のとおりです。

- ① 譲渡制限期間 (30年間)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- ② 譲渡制限期間の満了、または譲渡制限期間中に死亡、任期満了その他取締役会が正当と認める理由で取締役等を退任することなどにより一定の条件を満たした場合、譲渡制限を解除する。

3 会社役員に関する事項

[1] 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山口 悟 郎	
代表取締役社長	谷 本 秀 夫	執行役員社長
取 締 役	触 浩	執行役員常務、コアコンポーネントセグメント担当
取 締 役	伊 奈 憲 彦	執行役員常務、ソリューションセグメント担当
取 締 役	嘉 野 浩 市	執行役員常務、電子部品セグメント副担当
取 締 役	青 木 昭 一	執行役員常務、コーポレート担当
取 締 役	青 山 敦	立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授
取 締 役	古 家 野 晶 子	弁護士、弁護士法人古家野法律事務所社員
取 締 役	垣 内 永 次	株式会社SCREENホールディングス代表取締役 取締役会長
常 勤 監 査 役	小 山 繁	
常 勤 監 査 役	西 村 裕 司	
監 査 役	坂 田 均	弁護士、御池総合法律事務所パートナー
監 査 役	秋 山 正 明	公認会計士、秋山正明公認会計士事務所代表

(注) 1. 2022年6月28日開催の第68期定時株主総会において西村裕司氏が監査役に新たに選任され、就任しました。

2. 監査役 原田 斉氏は、2022年6月28日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって辞任しました。

3. 当期におけるその他の重要な兼職の状況

代表取締役会長 山口悟郎氏は、KDDI株式会社の社外取締役を務めています。

4. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

(1) 取締役 青山 敦氏が大学院教授を務める立命館大学と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 取締役 古家野晶子氏が社員を務める弁護士法人古家野法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。

- (3) 取締役 垣内永次氏が代表取締役 取締役会長を務める株式会社SCREENホールディングス及び同社の複数の子会社と当社との間には、製品の販売・購入に関する取引関係がありますが、当該取引額が同社または当社それぞれの連結売上高に占める割合は1%未満です。
- (4) 監査役 坂田 均氏がパートナーを務める御池総合法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。
- (5) 監査役 秋山正明氏が代表を務める秋山正明公認会計士事務所と当社との間に特別な関係はありません。
5. 取締役のうち青山 敦、古家野晶子及び垣内永次の各氏は、社外取締役です。また、監査役のうち坂田 均及び秋山正明の両氏は、社外監査役です。
6. 監査役 西村裕司氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 秋山正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 当社は、取締役 青山 敦、古家野晶子及び垣内永次並びに監査役 坂田 均及び秋山正明の各氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定しています。
9. 取締役の「担当及び重要な兼職の状況」は、2023年4月1日付で次のとおり異動しています。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	嘉野 浩市	執行役員常務、電子部品セグメント担当

[2] 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条または第36条の規定により、社外取締役及び社外監査役の全員との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

[3] 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、その保険料は当社が全額負担しています。

[4] 取締役及び監査役の報酬等

① 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額	基本報酬		業績連動報酬等 (取締役賞与)		非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
		総額	支給 人数	総額	支給 人数	総額	支給 人数
取締役 (うち社外取締役)	429百万円 (41百万円)	192百万円 (41百万円)	9名 (3名)	165百万円 (―)	6名 (―)	72百万円 (―)	6名 (―)
監査役 (うち社外監査役)	70百万円 (22百万円)	70百万円 (22百万円)	5名 (2名)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
合計 (うち社外役員)	499百万円 (63百万円)	262百万円 (63百万円)	14名 (5名)	165百万円 (―)	6名 (―)	72百万円 (―)	6名 (―)

(注) 1. 上記表中の報酬等の総額とは別に、取締役（社外取締役を除く）には使用人兼務取締役の使用人分報酬等として249百万円を支給しています。

2. 当期末現在の人員は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役2名）です。
3. 業績連動報酬等として取締役に対して取締役賞与を支給しています。取締役賞与に係る業績指標は親会社の所有者に帰属する当期利益であり、その実績は127,988百万円です。当該業績指標を選定した理由は、配当との連動性を明確にし、株主との利害関係を一致させるためです。取締役賞与の額は、業績指標に基づいて定められた数値に取締役の役位に応じた所定の係数及び業績への貢献度に応じた個人別査定に係数を乗じる方法により算定しています。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しています。譲渡制限付株式報酬の内容は当社の普通株式（譲渡制限付株式）であり、交付の条件及び状況については「③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 □. 決定方針の内容の概要」及び「2 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
5. 当期に係る基本報酬及び譲渡制限付株式報酬については、取締役会が事前に指名報酬委員会に役位ごとの支給基準及び付与基準を諮問して答申を得、取締役会から委任を受けた代表取締役会長 山口悟郎氏及び代表取締役社長 谷本秀夫氏が当該答申の内容に従って個人別の報酬等の内容を決定しています。委任された権限の内容は支給額・割当株式数等の決定であり、権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や責務の評価を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長が最も適しているからです。なお、当期に係る取締役賞与についても、第69期定時株主総会終了後、同様のプロセスで個人別の報酬等の内容を決定する予定です。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の基本報酬及び取締役賞与については、2009年6月25日開催の第55期定時株主総会において基本報酬の額は年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、取締役賞与の額は年額3億円を上限として当該期の連結当期純利益^{*}の0.2%以内とそれぞれ決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名でした。

また、取締役の譲渡制限付株式報酬については、2019年6月25日開催の第65期定時株主総会において、基本報酬及び取締役賞与とは別枠で、報酬の額を年額1億円以内かつ親会社の所有者に帰属する当期利益の0.1%以内、株式数の上限を年25,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は13名でした。

監査役の基本報酬の額は、2009年6月25日開催の第55期定時株主総会において年額1億円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名でした。

※国際会計基準（IFRS）の適用により、「親会社の所有者に帰属する当期利益」の表記に変更されています。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）

イ. 決定方針の決定の方法

当社は2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議しています。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

ロ. 決定方針の内容の概要

【基本方針】

- ・ 取締役の報酬制度は、当社グループの健全かつ持続的な成長に向け、取締役が能力を遺憾なく発揮し、その役割・責務を十分に果たすことを効果的に促す仕組みとなるよう設計する。
- ・ 取締役の報酬水準は、経営理念の実現のために必要となる優秀な人材の確保・維持に考慮しつつ、外部専門機関による客観的データ等を参照することで適切なものとする。
- ・ 取締役の報酬制度及び報酬水準については、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会の決議により決定することで、取締役の報酬決定プロセスに係る高い客観性と透明性を確保する。

【報酬の構成及び割合】

<代表取締役・業務執行取締役>

- ・代表取締役及び業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」「取締役賞与」「譲渡制限付株式報酬」によって構成する。
- ・当社グループの健全かつ持続的な成長のための仕組みとなることが重要であるとの考えから、基本報酬の水準と安定性を重視し、そのうえで株主利益の追求にも配慮し、基本報酬と譲渡制限付株式報酬の割合を定める。また、取締役の役位が上位者である者ほど譲渡制限付株式報酬の基本報酬に対する比率を高める構成とする。
- ・取締役賞与については、業績を伸長させることに最大限のインセンティブが働くよう、基本報酬または譲渡制限付株式報酬に対する割合に制限は設けない。

<社外取締役>

- ・業務執行から独立した立場で職務に当たる社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成する。

【各報酬の内容】

<基本報酬>

- ・取締役の責務に応じて毎月支払う金銭報酬であり、個々の支給水準については、同業他社の支給水準を勘案のうえ、それぞれの役割に応じて支給額を定める。
- ・年額を12等分して毎月支給する。

<取締役賞与>

- ・各取締役の当該事業年度の業績への貢献度に応じて支払う金銭報酬であり、当社グループの年間の企業活動の成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」を業績指標とする。この業績指標に基づいて定められた数値に、取締役の役位に応じた所定の係数及び業績への貢献度に応じた個人別査定に係数を乗じて算定する。
- ・事業年度終了後に年1回支給する。

<譲渡制限付株式報酬>

- ・当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に当社の普通株式（譲渡制限付株式）を支給する報酬であり、具体的には、取締役に金銭報酬債権を支給し、支給を受けた取締役はその全部を現物出資財産として給付して当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行または処分を受ける。各取締役に対する支給額は役位ごとに設定する。
- ・事業年度ごとに年1回付与する。

【報酬決定プロセス】

- ・取締役会の諮問機関として過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設ける。同委員会は、取締役会の諮問を受け、外部専門機関による役員報酬のベンチマーク結果などの客観的データも参照のうえ、基本報酬の支給基準、取締役賞与の算定基準及び譲渡制限付株式報酬の付与基準を含む取締役報酬制度の妥当性を検証し、その結果を取締役に答申するものとする。
- ・取締役の個別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は次のとおりとする。

基本報酬	役位別の支給額の決定
取締役賞与	業績貢献度に応じた個人別の査定及び支給額の決定
譲渡制限付株式報酬	役位別の支給額及び割当株式数の決定

- ・取締役会は、当該権限が代表取締役会長及び代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に各報酬の役位ごとの支給基準、算定方法または付与基準を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定をするほか、決定をした支給額及び割当株式数の結果を指名報酬委員会に報告するものとする。

ハ. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、あらかじめ指名報酬委員会が各報酬の支給基準、算定方法及び付与基準に関して決定方針に定める内容との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申を行い、取締役会の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長が当該答申の内容に従って決定している（取締役賞与については第69期定時株主総会終了後に決定する予定である）ため、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しています。

（ご参考）

当社は、本年4月27日開催の取締役会において、本株主総会に付議している第5号議案をご承認いただくことを条件に、決定方針を変更することを決議しています。変更後の決定方針の内容の概要は、31～32ページに記載しています。

[5] 社外役員に関する事項

① 当期における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	青山 敦	当期に開催された取締役会12回全てに出席しました。取締役会では、大学院教授としての豊富な知識と経験に基づき、特に技術経営の観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員として当期に開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員候補者や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
社外取締役	古家野 晶子	当期に開催された取締役会12回全てに出席しました。取締役会では、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、特に法的な観点やダイバーシティの観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員として当期に開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員候補者や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
社外取締役	垣内 永次	当期に開催された取締役会12回全てに出席しました。取締役会では、経営経験者としての豊富な知識と経験に基づき、特に事業戦略・経営戦略の観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。また、指名報酬委員会の委員として当期に開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で取締役・執行役員候補者や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
社外監査役	坂田 均	当期に開催された取締役会12回全てに、また監査役会8回全てに出席しました。取締役会・監査役会では、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、特に法的な観点から積極的に発言を行っています。
社外監査役	秋山 正明	当期に開催された取締役会12回全てに、また監査役会8回全てに出席しました。取締役会・監査役会では、公認会計士としての豊富な知識と経験に基づき、特に財務・会計の観点から積極的に発言を行っています。

② 当社の不祥事等に関する対応の概要

当社が製造・販売を行っているケミカル製品の一部について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に違反し、官報公示整理番号の登録が漏れていたことが判明したため、2022年9月に当該事実を公表いたしました。各社外取締役及び各社外監査役は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行っていたほか、当該事実の判明後は、事実関係の把握及び原因究明並びにガバナンス・コンプライアンス体制の強化を強く求めるとともに、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしています。

4 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

[2] 会計監査人に対する報酬等の額

内 容	金 額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	193百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	387百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、「当期に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計金額を記載しています。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査内容、監査時間及び監査報酬の内訳や推移を確認のうえ、当該事業年度の報酬見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。

[3] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会規則に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	前期	当期
	2022年3月31日	2023年3月31日
(資産の部)		
流動資産	1,329,123	1,357,312
現金及び現金同等物	414,129	373,500
短期投資	25,460	4,787
営業債権及びその他の債権	379,066	380,972
その他の金融資産	18,623	18,615
棚卸資産	452,506	539,441
その他の流動資産	39,339	39,997
非流動資産	2,588,142	2,736,616
資本性証券及び負債性証券	1,469,133	1,508,258
持分法で会計処理されている投資	15,795	16,752
その他の金融資産	41,540	42,567
有形固定資産	512,175	587,478
使用権資産	40,703	62,620
のれん	262,985	271,156
無形資産	149,879	147,782
繰延税金資産	36,483	39,759
その他の非流動資産	59,449	60,244
資産合計	3,917,265	4,093,928

科目	前期	当期
	2022年3月31日	2023年3月31日
(負債の部)		
流動負債	539,349	461,074
借入金	79,382	29,060
営業債務及びその他の債務	222,962	203,864
リース負債	17,326	20,351
その他の金融負債	16,552	4,741
未払法人所得税等	20,390	17,224
未払費用	134,282	135,836
引当金	7,010	8,014
その他の流動負債	41,445	41,984
非流動負債	479,643	584,019
借入金	17,163	107,726
リース負債	35,390	52,664
退職給付に係る負債	23,129	8,621
繰延税金負債	384,513	393,961
引当金	9,631	10,239
その他の非流動負債	9,817	10,808
負債合計	1,018,992	1,045,093
(資本の部)		
親会社の所有者に帰属する持分	2,871,554	3,023,777
資本金	115,703	115,703
資本剰余金	122,751	119,144
利益剰余金	1,846,102	1,912,372
その他の資本の構成要素	880,297	969,801
自己株式	△93,299	△93,243
非支配持分	26,719	25,058
資本合計	2,898,273	3,048,835
負債及び資本合計	3,917,265	4,093,928

(注) 連結財政状態計算書及び連結損益計算書の前期数値はご参考として記載しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前 期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当 期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
売上高	1,838,938	2,025,332
売上原価	1,325,295	1,460,388
売上総利益	513,643	564,944
販売費及び一般管理費	364,733	436,427
営業利益	148,910	128,517
金融収益	45,208	52,289
金融費用	2,750	3,594
為替換算差損益	2,748	△4,651
持分法による投資損益	△807	695
その他—純額	5,638	2,936
税引前利益	198,947	176,192
法人所得税費用	46,911	45,227
当期利益	152,036	130,965
当期利益の帰属		
親会社の所有者	148,414	127,988
非支配持分	3,622	2,977
当期利益	152,036	130,965

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

京セラ株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 矢 野 博 之
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 田 村 透
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京セラ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、京セラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

京セラ株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢 野 博 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 村 透
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京セラ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び業務の分担等に準じて、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門及びその他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、代表取締役会長及び代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、監査計画に基づき往査を実施するほか、子会社の監査役等との定期的な会合にて子会社の監査状況の報告を受けるとともに、取締役ともオンライン形式も交え意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な会議にオンライン形式も交え出席し、事業の報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び子会社の監査役等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査部門及びPwC京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から

「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討課題については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

京セラ株式会社 監査役会

常勤監査役 小 山 繁 ㊟

常勤監査役 西 村 裕 司 ㊟

監 査 役 坂 田 均 ㊟

監 査 役 秋 山 正 明 ㊟

(注) 監査役 坂田 均及び監査役 秋山正明は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

●事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
●株主確定の基準日	定時株主総会、期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
●定時株主総会	6月
●公告方法	電子公告とし、当社ウェブサイト (https://www.kyocera.co.jp)に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
●上場証券取引所	東京
●単元株式数	100株
●株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
〈郵便物送付先〉	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〈電話番号〉	0120-094-777(通話料無料) [受付時間 9:00~17:00(土、日、祝祭日、年末年始を除く)]
〈ホームページ〉	https://www.tr.mufg.jp/daikou/

マイナンバーに関するご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。このため、お届出がお済みでない株主様は、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出ください。

株式に関するお問い合わせ先

	証券会社とお取引のある株主様	証券会社とお取引のない株主様
<ul style="list-style-type: none"> ・配当金の受取方法の指定、変更 ・単元未満株式の買取・買増請求 ・住所変更など ・マイナンバーのお届出 	証券会社	上記の三菱UFJ信託銀行株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・未払配当金の照会、支払い 	上記の三菱UFJ信託銀行株式会社	

株主総会会場ご案内図



会場

京都市下京区烏丸通塩小路
下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都
3階「源氏の間」

ご案内

ホテルグランヴィア京都は、
JR京都駅に直結しています。

- ホテル正面(1階)よりお越しの
株主様は**入口A**から
- JR中央改札口よりお越しの
株主様は**入口B**から
- 南北自由通路よりお越しの
株主様は**入口C**から

ホテルグランヴィア京都2階メイン
ロビーにお越しのうえ、エスカレ
ーターにて3階「源氏の間」
までお越しください。

- ・本株主総会用の駐車場をご用意していません。公共交通機関をご利用ください。
- ・製品展示販売会、製品相談ブースの設置はございません。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



@KYOCERA_JP



京セラ株式会社

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 〒612-8501
電話：075-604-3500(大代表)
<https://www.kyocera.co.jp/>

https://www.facebook.com/kyocera_jp

https://www.instagram.com/kyocera_official/

https://twitter.com/KYOCERA_JP/



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。